

海浜ニュータウン幕張ハイツ緑化協定

(協定の目的)

第 1 条 この協定は、私達幕張ハイツ居住者全員の総意のもとに、全員が一致協力して生活の場としてのみどり豊かな環境づくりに努力することを目的とする。

(協定の名称)

第 2 条 この協定は、海浜ニュータウン幕張ハイツ緑化協定（以下「協定」という）という。

(協定の区域)

第 3 条 協定の対象となる土地の区域は、千葉市幕張町 1 丁目幕張ハイツ管理組合（以下管理組合という）の管理する敷地内全域とする。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法律」という。）第 14 条の規定にもとづいて締結するものとする。

(協定の効力)

第 5 条 この協定は第 1 条の目的を達成するため法律にもとづいて認可の公告があった日から効力が生ずるものとする。
またこの日以後に新たに土地所有者となった者に対しても、

(

(2) 実のなる木

もも、かき、いちじく、うめ、ざくろ、くり、びわ、
柑橘類、千両、万両、なん天、うめもどき、ピラカンサ、
しゃりんばい、くろがねもち、杏、なつめ、八手、つげ、
あおき、等

(3) その他

松、樟、かいづかいぶきなどの常緑樹を中心にもみぢ、
いちょう、白樟などの四季おりおりの季節感をあらわす
樹木、ヒマラヤ杉、びゃくしん、等

2. 植栽の方法

植栽は、管理組合に委任するものとするが、管理組合は、
早期に植栽方法を定め、目的実現のために最も効果的な方
法を講じるものとする。

(植栽樹木の保護及び管理)

第 9 条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植
栽した樹木を良好に保護する義務を持つものとする。

2. 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保
護および育成にかゝる管理は、管理組合に委任するものとす
るが、管理組合からこれ等の実施のための協力要請があった
場合には、積極的に協力するものとする。

3. 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときは、

(

(2) 実のなる木

もも、かき、いちじく、うめ、ざくろ、くり、びわ、
柑橘類、千両、万両、なん天、うめもどき、ピラカンサ、
しゃりんばい、くろがねもち、杏、なつめ、八手、つげ、
あおき、等

(3) その他

松、樟、かいづかいぶきなどの常緑樹を中心にもみぢ、
いちろう、白樟などの四季おりおりの季節感をあらわす
樹木、ヒマラヤ杉、びゃくしん、等

2. 植栽の方法

植栽は、管理組合に委任するものとするが、管理組合は、
早期に植栽方法を定め、目的実現のために最も効果的な方
法を講じるものとする。

(植栽樹木の保護及び管理)

第 9 条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植
栽した樹木を良好に保護する義務を持つものとする。

2. 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保
護および育成にかゝる管理は、管理組合に委任するものとす
るが、管理組合からこれ等の実施のための協力要請があった
場合には、積極的に協力するものとする。

3. 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときは、

管理組合理事会の決定にもとづいて行うものとする。

(協定に違反したときの処置)

第 1 0 条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等、この協定に違反したときは、違反者に対してとらきめたことがらの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができるものとする。

違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわって、これを行い要した費用は違反者に請求することができるものとする。

(協定書の保管)

第 1 1 条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとする。

この協定が、幕張ハイツ居住者全員の合意により成立したことを証するため、各自配名押印をする。

昭和 5 4 年 2 月 日